

(参考) 法人種類別の法人税, 法人事業税及び法人県民税の課税関係

令和5年4月時点

(R5.4)

区 分	法人税	法人事業税	法人県民税			
			均等割	法人税割		
公共法人 (法人税法別表第一に掲げる法人)	国, 都道府県, 市町村, 土地改良区, 非課税地方独法, 非課税独法①(財・総指定)※1等 A	非課税 (法人法4条2項)	非課税 (法72条の4第1項, 令16条)	非課税 (法25条1項1号)	非課税 (法25条2項)	
	上記以外 B 公庫, 住宅供給公社, 道路公社, 土地開発公社, 非課税独法②(財指定)※1等			課税(最低税率) (法52条1項表の1)	非課税 ※5	
公益法人等 (法人税法別表第二に掲げる法人及び個別法により公益法人等とみなされる法人)	日本赤十字社, 宗教法人, 社会福祉法人, 学校法人※3, (旧)民法34条法人(博物館等)等 C	収益事業を行わないもの C	非課税 (法人法4条1項)	非課税 (法72条の5第1項)	非課税 (法25条1項2号)	非課税 (法25条2項)
	非課税独法③(財指定)※1 C'	収益事業を行うもの ※2	課税(15%, 19%) (法人法4条1項)	課税例: サービス業 (3.5%, 5.3%, 7.0%) (法72条の2第1項)	課税(最低税率) (法52条1項表の1) 非課税独法③は課税 (法52条1項表の1)	課税(1.0%又は1.8%) (法24条1項)
	上記以外 D 商工会議所, 社会医療法人等, (旧)民法34条法人(社団・財団)(経)特例民法法人(新)公益社団法人(新)公益財団法人(新)非営利型一般社団法人(新)非営利型一般財団法人	収益事業を行わないもの D	非課税 (法人法4条1項)	非課税 (法72条の5第1項)	課税(最低税率) (法52条1項表の1)	非課税 ※5
		収益事業を行うもの ※2	課税(15%, 19%) (社団・財団 15%, 23.2%) (法人法4条1項)	課税例: サービス業 (3.5%, 5.3%, 7.0%) 社会医療法人(特別法人) (3.5%, 4.9%) (法72条の2第1項)	課税(最低税率) (法52条1項表の1)	課税(1.0%又は1.8%) (法24条1項)
マンション建替組合, マンション敷地売却組合, 政党・政治団体, NPO法人, 認可地縁団体等 (みなし公益法人)	収益事業を行わないもの D	非課税 (法人法4条1項)	非課税 (法72条の5第1項)	課税(最低税率) (法52条1項表の1) 政党・政治団体は非課税 (法25条1項2号) NPO, 認可地縁団体は本県では非課税 (県税条例19条)	非課税 ※5	
	収益事業を行うもの ※2 C	課税(15%, 23.2%) (法人法4条1項)	課税例: サービス業 (3.5%, 5.3%, 7.0%) (法72条の2第1・4項)	課税(最低税率) (法52条1項表の1)	課税(1.0%又は1.8%) (法24条1項)	
人格のない社団等(収益事業を行うもの) ※4 同業者団体等		課税(15%, 23.2%) (法人法4条1項, 3条)	課税例: サービス業 (3.5%, 5.3%, 7.0%) (法72条の2第1・4項)	課税(最低税率) (法52条1項表の1)	課税(1.0%又は1.8%) (法24条1・6項)	
県内に寮等のみ有する法人	—	—	—	課税 (法24条1項)	—	
(旧)中間法人		課税(15%, 23.2%) (法人法4条1項)	課税例: サービス業 (3.5%, 5.3%, 7.0%) (法72条の2第1項)	課税(最低税率) (旧取扱通知2章42(4))	課税(1.0%又は1.8%) (法24条1項)	
協同組合等 (法人税法別表第三に掲げる法人) 特定医療法人(租特法67条の2)	特別法人 (法人事業税)	課税(15%, 19%, (※22%)) (連結 16%, 20%) (法人法4条1項)	課税例: サービス業 (3.5%, 4.9%) (法72条の2第1項)	課税 (法24条1項)	(1.0%又は1.8%)	
一般の医療法人(法人税では普通法人)				課税 (法24条1項)	(1.0%又は1.8%)	
普通法人 株式会社, 有限会社等 (新)一般社団法人(非営利型以外) (新)一般財団法人(非営利型以外)		課税(23.2%) (資本金1億円以下15%, 23.2%) (法人法4条1項)	課税例: サービス業 (3.5%, 5.3%, 7.0%) (資本金1億円超1.0%+外形) (法72条の2第1項)	一般社団・財団法人の均等割は課税(最低税率) (法52条1項表の1)		
			非課税 (法72条の4第2・3項)			

※1 非課税独法①は, 全額国・地方団体出資等の独法で, 全業務が国から引き継いだものであるもの。
非課税独法②は, 全額国・地方団体出資等の独法で, ①以外のもの。
非課税独法③は, 国・地方団体以外には利益の分配を行わないもの。

※2 収益事業は, 法人令5条に定義されている。

※3 社会福祉法人, 学校法人等が収益事業を行っていても, それに係る所得の90%以上を本来業務(非収益事業)に充てている場合は, 当該収益事業は法人県民税の取扱い上は収益事業には含まれないものとされる(令7の4)。

※4 人格のない社団等で収益事業を行わないものは, 平成20年改正により県民税均等割も非課税となった。

※5 法令上非課税と規定しているわけではないが, 法人税が非課税であるために結果的に非課税となる。

* 左の表においては, 法人税の税率は法人法66条及び租特法42条の3の2等による。
法人事業税の税率は法72条の24の7による標準税率。

法人税割の税率は法51条及び県条例附則6条の2等により, 1.0%又は1.8%である。

電気(送配電)・ガス供給業・保険業は, 税率0.9%(⇒①1.0%)。
【電気(発電・小売電気) (資本金1億円超の法人) 収入割0.75%, 付加価値割0.37%, 資本金割0.15%② (資本金1億円以下の法人) 収入割0.75%, 所得割1.85%②】

法人税割の税率は法51条及び県条例附則6条の2等により, 1.0%又は1.8%である。

①…R1.10.1以後開始事業年度
②…R2.4.1以後開始事業年度

※ 地方法人税(国税)(創設:H26税制改正) 基準法人税額(課税標準)×4.4%(H26.10.1以後開始事業年度)⇒10.3%(R1.10.1以後開始事業年度)